

# 青森県報

第二千五百八十五号

平成十八年  
二月一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	一
児童福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	二
保安林皆伐許容面積の限度	(林政課)	二
土地収用法による事業の認定	(監理課)	四
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築住宅課)	七
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(出納課)	七
公 告		
土地区画整理組合の理事の住所変更	(都市計画課)	七
教育委員会		
県文化財の指定	(文化課)	八
選挙管理委員会		
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間	(事務局)	八
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正	(同)	八

## 告 示

## 示

### 青森県告示第六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業者	
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所 在 地
特定非営利活動法人ケアリーブイフ	弘前市大字中野四丁目六の九	特定非営利活動法人ケアリーブイフ	弘前市大字中野四丁目六の九
有限会社東北福祉サービス	上北郡東北町字往来ノ下一〇の一	アルプスヘルパーセンター	上北郡東北町字往来ノ下一〇の一

### 青森県告示第六十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅生活支援事業を行う事業者	
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	グループホーム卯の花	上北郡七戸町字七戸二七一の七

有限会社東北福祉サービス	上北郡東北町字往来ノ下	居宅介護等事業	パールプスヘルセンター	上北郡東北町字往来ノ下	"
--------------	-------------	---------	-------------	-------------	---

青森県告示第七十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三条第一号の規定により公示する。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	所在地	指定年月日
	有限会社東北福祉サービス	上北郡東北町字往来ノ下	居宅介護等事業	パールプスヘルセンター	上北郡東北町字往来ノ下	平成一六・二・一

青森県告示第七十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川～笹内川	水源かん養保安林	一、〇七七・六一
岩木川下流	"	三五九・四三
岩木川上流	"	一、〇七八・七八

平川	"	五九二・〇八
浅瀬石川	"	六八一・七六
今別川～蟹田川	"	五五一・一〇
青森地区	"	七四五・六七
下北東部	"	九七九・八七
下北西部	"	八二四・六九
上北地区	"	九七・八六
七戸川	"	六三〇・九五
奥入瀬川	"	六七八・一九
馬淵川下流	"	九五三・二五
新井田川	"	一六二・二九
中村川～笹内川	土砂流出防備保安林	一六七・五三
岩木川下流	"	三〇五・三五
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川～蟹田川	"	一八・五六

上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区
"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"
一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇	六・二〇	六・五二	〇・一八	九九・一七	九六・四〇	一・二四	七六・五八	二二・四四	一四九・四六	一四〇・二六

むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の金木町の区域に限る。)	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	北津軽郡鶴田町	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の車力村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の森田村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年三月三十一日合併前の岩崎村の区域に限る。)	西津軽郡深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の深浦町の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 (平成十七年三月三十一日合併前の八戸市の区域に限る。)	上北郡百石町	三沢市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"	"
四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	〇・〇二	三・二八	一五・六〇	五五・七〇	六九・一六	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇	一〇・一五



弘前市

二 事業の種類

(仮称) 弘前市城東第四地区児童センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字田園一丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、弘前市における総合的な子育て支援施策の一環として、新たに児童センターを建設するものであり、法第三十条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当するものと認められる。

2 法第二十条第二号の要件

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。  
起業者は、本件事業を、総合的な子育て支援施策に関する具体的行動計画として、平成十七年三月に策定された「弘前市次世代育成支援対策推進行動計画」における実施計画の一つと位置付け、かつ、既に財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

近年、都市化、少子化、核家族化、就労女性の増加等により、児童を取り巻く環境が悪化し、児童の体力・運動能力の低下、生活習慣病の低年齢化、少年犯罪や児童に対する虐待・凶悪犯罪の増加等、児童の健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、緊急の課題となっている。

弘前市においても、総人口の減少に加え、総人口に占める年少者人口の割合が低下し、全国平均を上回る速度で少子化が進行している。また、生産年齢人口に占める男女の就業者の割合も、女性が増加傾向にある等、児童の健全育成上憂慮される状況にある。

このようなかで、起業者は、平成十二年三月に「安心とゆとりのあるまち弘前」の建設を目指し「平成十二年弘前市総合計画」を策定し、子育て環境の整備とし

て、保育所等の保育事業とともに、就学児童の健全育成の場として、児童館・児童センターの整備推進を図るものとした。

また、国において、急激な少子化対策として、平成十五年七月に「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」などの法整備が行われたのを受け、起業者は、平成十七年三月に「弘前市次世代育成支援対策推進行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

この行動計画では、家庭・保育所・幼稚園・地域などすべての領域において、子どもの人権の尊重を第一に考えて行動できる社会づくりを基本理念に掲げ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長し自立できるよう環境の整備に努めるとともに、地域の特性を踏まえた子育て支援、子育てと仕事の両立支援及び子育て家庭の孤立防止を図るものとしている。

児童館・児童センターは、これらを実現する上で、子育てをしながら働く保護者の支援をするともに、就学児童の健全育成を図るための安全かつ健全な居場所として機能するものであり、また、核家族化、地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安を抱える家庭の子育て支援の場並びにこれらを支える地域ボランティア活動の育成・助長の場としての機能を有している。

今回、事業の認定の申請があった弘前市立福村小学校区及び同東小学校区（以下「対象地域」という。）では、これまで、集会所等公共施設を借りて放課後児童会（なかよし会）を開催し、児童の健全育成を図ってきたが、近年、本件対象地域においては、地区人口とともに児童数の増加が著しく、現状では、施設が狭隘で、かつ、待機児童が生じるなど、児童の健全育成上支障が生じており、また、子育て支援並びにこれらを支える地域ボランティア活動を育成・助長する体制も整っていない状況にある。

起業者は、このような状況に対処するため、平成十七年度より本件事業に着手し、平成十八年度の完成を目指しているものであり、本施設の完成により、子育てをしながら働く保護者においては、放課後児童の安全かつ健全な居場所が確保できることから、安心して就業ができ、子育てと仕事の両立が可能な環境が整備される。

就学児童においては、体力の劣る現在の児童の体力と健康の増進が図られ、また、少子化により、普段ふれあうことが少なくなっている異年齢の児童との交流や当該施設が行う地域交流事業や地域ボランティアが行う世代間事業を通して、児童の社会性や人間性が培われる。

また、就学前の子育て家庭においては、本施設が、子育てに係る地域ボランティア等の活動の場になることよって、精神的な不安の軽減や育児能力の向上が図られ、各家庭においても安心して育児に取り組める環境が整備される。

さらに、地域住民においては、住民と児童との交流の場をもつことで、地域の子どもたちを守り育てる意識の高揚が図られ、地域の子育て機能の向上に寄与する。

以上のことから、本施設は、起業者が、行動計画に掲げる基本理念を実現し、もって対象地域において子育て環境の整備を図るために必要不可欠なものであり、本件事業により得られる利益は極めて大きいものと認められる。

一方、本件事業の完成により失われる利益としては、まず、周辺地域に対する工事中の騒音・振動、供用後の騒音・日照・施設利用者の車両による交通の影響が考えられる。

工事中の騒音・振動に関しては、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するものとされ、供用後の騒音に関しては、建築物から発すると予想される騒音が弘前市の騒音環境基準を満たしており、また、日照に関しては、建築基準法等の法令の基準を満たしている。

また、本施設の利用に伴う交通の状況については、本施設が、対象地域内の住民による利用が中心であることから、施設管理者の適正な管理運営のもとにおいて、交通渋滞が生じる可能性は小さいものと考えられる。

さらに、小学校等の教育施設や保育施設と同様に、本施設は、居住地域に通常存すべき公共施設であって、その公益は地域住民の理解を得られやすいものであり、また、起業者は、本件事業を進めるに当たって事業内容等につき地域住民に説明をし、隣接住民からも理解を得ている。

以上のことから、本施設は、周辺地域に対する騒音・日照・交通渋滞の影響を最小限に止めるよう配慮されており、影響は軽微であると認められる。

また、周辺の自然環境への影響については、本件事業が環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に定められた対象事業に該当しない。

さらに、史跡・文化財への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）等による文化財等の存在は確認されていない。

以上のことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

さて、起業者は、現代の児童を取り巻く環境において欠けているものの一つは

身体をいっぱいに使う「遊び」であり、本来、子どもたちは友達と共に自由に走り回り元気に遊ぶことで体力の増進や協調性、社会性の涵養がなされるものとした。そこで、本施設の計画を、住宅街という対象地域の特性上、限られたスペースにあっても、できるだけ身体を使った運動や遊びができるよう考慮したものとしている。また、本施設の活用にあたっては、希薄化した地域のつながりを取り戻し、地域のみなで子育てを支援する環境づくりの強化を目指し、就学前の子育て家庭を支援し、さらに、地域の子育て機能を支援する様々な地域活動の拠点としても積極的な活用が図られるものとしている。

これら起業者の視点と計画は、都市化・市街化・核家族化が進行する対象地域において、起業者の策定した行動計画の基本理念等を実現するための相当な合理性が認められる。従って、起業者が、このことを踏まえ、本件事業の事業計画の合理性について、本件事業に必要な更地面積を確保できることを条件とし、また、その他の条件として、対象地域に存する二つの小学校区の児童の利便性に優れていること、安全な歩道が整備された幹線道路に面していることの二点を加え、弘前市大字田園一丁目地内（以下「第一候補地」という。）・弘前市大字末広四丁目地内（以下「第二候補地」という。）・弘前市大字田園三丁目地内（以下「第三候補地」という。）の三案の候補地を検討していることは妥当であると認められる。

この三案の検討において、本件申請案である第一候補地は、三案中最も広い面積を有しており、本施設機能上最も優れている。また、両小学校のほぼ中間に位置し立地条件に優れている。さらに、周辺の環境は、宅地や更地、駐車場となっており、環境的条件において三案中最も優れている。

第二候補地は、第一候補地と比較して敷地面積が狭く、本施設の機能を確保する上で機能的に劣っている。また、両小学校のほぼ中間に位置し第一候補地と同様に立地条件に優れている。さらに、周辺の環境は、敷地西方の市道を挟んで青果市場が立地しており第一候補地と比べて環境的に劣っている。

第三候補地は、第二候補地と同様、第一候補地と比較して敷地面積が狭く、本施設の機能を確保する上で機能的に劣っている。また、両小学校のほぼ中間に位置し第一候補地及び第二候補地と同様に立地条件に優れている。さらに、周辺の環境は、隣接地及び近隣地域において飲食店や商店が集積しており、児童の健全育成を図る施設環境としては、三案中最も劣っている。

よって、本件申請案である第一候補地は、三案中、機能的・環境的・経済的に

最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較考量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件申請案の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件対象地域において、就学児童や未就学児童を抱える就労家庭がおかれている状況は深刻であり、本件事業の施行により得られる利益はできる限り早期に発現される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、児童センターの設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、本件事業の目的を実現するためには、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

弘前市役所

青森県告示第七十三号

平成十七年十二月十六日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社総合地建

二 代表者の氏名 小野寺 正隆

三 主たる事務所の所在地 八戸市根城九丁目四の八

四 免許証番号 青森県知事（三）第二五九七号

（教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七

年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

青森県告示第七十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

平川市碓ヶ関五六の一

有限会社北平商店

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字碓ヶ関五六の一

2 変更後の住所及び売りさばき場所

平川市碓ヶ関五六の一

公 告

土地区画整理組合の理事の住所変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所の届出があったので、

同条第二項の規定により公告する。

平成十八年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所
秋元 隆	弘前市大字広野二丁目三〇の七
櫻庭 千代太郎	弘前市大字泉野四丁目一の五
成田 忠俊	弘前市大字広野二丁目一九の七

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第二十四条第五項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、及び県技芸の保持者に追加認定する。

平成十八年二月一日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者
県重宝	菊牡丹唐草轡十字紋時絵漆器	一三点	八戸市大字根城字東構三五番地一 八戸市大字鷹匠小路一八番地	八戸市 杉本旭

二 県技芸の保持者に追加認定するもの

種 別	名 称	保 持 者	住 所	保持者
県技芸	津軽箏曲郁田流	青森市大字筒井字八ツ橋一七二番地五 青森市合浦二丁目一三番二二号 青森市合浦二丁目一三番二二号	青森市合浦二丁目一三番二二号	櫛引禮子 葛西洋子 葛西淑子

### 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第九号

平成十八年一月十七日付け青森県選挙管理委員会告示第六号で告示した青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び同法第二十三条第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成十八年二月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十八年二月十六日

ただし、年齢についての基準となる日 平成十八年二月二十六日

二 登録を行う日 平成十八年二月十六日

三 縦覧に供する期間 平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会告示第十号

平成十八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人



表中

南部町保健福祉センターぼたんの里	南部町立名川町民ホール「楽楽ホール」	南部町農村環境改善センター福寿館	福地村農村環境改善センター福寿館	市浦コミュニティセンター	北部コミュニティセンター	みなとコミュニティセンター	松島会館	五所川原市松島会館
四〃 五	山八〃 一	五〃 一	五〃 一	四〃	〃	〃	〃	〃
南部町大字沖田面字千刈	南部町大字下名久井字白	南部町大字福田字下平三	福地村大字福田字下平三	相内岩井八一の三八	字幾世森五一の一	大字湊字千鳥九〇	松島町二丁目八九	松島町二丁目八九

に改める。

を

に、

を

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭